

岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎及び定時制生徒給食等業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称
岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎及び定時制生徒給食等業務
- 2 業務の実施場所
岩手県立盛岡工業高等学校 厨房及び食堂
岩手県盛岡市羽場 18 地割 11 番地 1
- 3 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 委託契約金額
総額 〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税 〇〇〇円）
内訳 令和 8 年度 〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税 〇〇〇円）
令和 9 年度 〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税 〇〇〇円）
令和 10 年度 〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税 〇〇〇円）
- 5 契約保証金 〇〇〇

岩手県（以下「甲」という。）と 〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎入舎生徒及び定時制生徒（以下「生徒」という。）の給食等業務委託について、次のとおり契約を締結する。

- 第 1 乙は、盛岡工業高等学校寄宿舎及び定時制生徒給食等業務（以下「委託業務」という。）を本契約書並びに別紙「岩手県立盛岡工業高等学校寄宿舎及び定時制生徒給食等業務委託仕様書」に従い、誠実に履行するものとする。
- 第 2 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。
 - 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
- 第 3 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
 - 2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。
- 第 4 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たものについては、この限りではない。
 - 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。
- 第 5 乙は、委託業務着手前に「給食業務従事者名簿」（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。また、提出後に異動があった場合も同様とする。
- 第 6 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止するこ

とができる。

2 前項の場合において、契約額又は契約期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第7 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

第8 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、「給食業務実績報告書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による「給食業務実績報告書」の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に「給食業務実績報告書」を審査し、必要に応じて実地検査を行うことにより、委託業務の実施の状況が、契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合に準用する。

第10 乙は、第8第2項(第9第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、「給食業務委託料請求書」(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により「給食業務委託料請求書」の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第11 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第12 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年〇パーセント(※注1)の割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13 甲は、自己の責に帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき、年〇パーセント(※注2)の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第14 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第15 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2若しくは第9第1項

の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第 16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第 17 第 15 又は第 16 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を、甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

第 18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 19 乙は、第 15 又は第 16 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 20 乙は、第 19 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年〇パーセント（※注2）の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 21 乙は、甲の許可又は承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対して委託業務に必要な給食棟の休憩室（10.8 m²）、用水、温水、電力を無償で

提供するものとする。ただし、乙は、その使用に当たっては節約に努めるなど効率的な使用に留意することとする。

3 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意を持って取り扱うものとする。

第 22 乙は、自己の責に帰すべき事故等の発生により営業停止処分等を受けるなど、調理業務等を実施することができなくなった場合は、その責任において給食に代わるものの確保等を行うものとする。

第 23 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 24 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 16 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立盛岡工業高等学校
校長 ○○○○

乙 ○○○○○○○○
○○○○○ ○○○○
○○○○○ ○○○○

※注 1 令和 8 年 4 月 1 日において適用される会計規則第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

※注 2 令和 8 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率とする。